

(刑事訴訟法)

次の(設例)を読んで、問(1)、(2)に答えなさい。

(設例)

1. X県警本部警察官Kは、出頭してきたAから「甲の下で覚せい剤密売の手伝いをしているが足を洗いたい。甲は、東京の暴力団関係者Yから宅配便で商品を大量に仕入れているが、その宅配荷物の中には中身が覚せい剤のものもある。覚せい剤の入った荷物の送り状の品名欄には『★』という星の目印が付されている。」との供述を得て、甲に対する捜査を開始した。
2. Kは、甲宅付近の宅配業者Zに赴き、Zの協力を得て甲宛の宅配荷物を調べたところ、荷物に貼付された送り状の品名に「★」印が付された宅配荷物(梱包されたもの。以下「本件宅配物」という。)を発見し、Zの承諾を得て本件宅配物を借り出し、税関に赴いた。Kは、Aを立ち合わせて同人に本件宅配物を見せたところ、Aがその送り状を指差しながら「中身が覚せい剤であるとの目印である『★』印があります。」と説明(以下「本件説明」という。)したので、同所で①本件宅配物にエックス線検査を行った。この検査につき、Kは、令状を取得しておらず、本件宅配物の荷送人・荷受人の承諾も得ていなかった。同検査の結果、細かい固形物が均等に詰められている長方形の袋の射影が観察された。同検査後、本件宅配物はZに返却された。
3. Kは、以上の観察状況等を記録するため、②実況見分調書を作成し、同調書には、Aが本件宅配物の送り状を指差している様子を撮影した写真を添付し、その写真の下に、③立会人Aが本件説明をしたことを記載するとともに、前記エックス線検査の射影写真なども添付した。
4. Kは、直ちに、②実況見分調書やAの供述調書を疎明資料として、覚せい剤所持の被疑事実で甲方の捜索差押許可状の発付を得て、Zの従業員が本件宅配物を甲方に配達する頃合いを見計らって、甲方を前記許可状に基づき捜索し、本件宅配物の中の物が覚せい剤であることを確認して甲を覚せい剤所持事実で現行犯逮捕し、同覚せい剤を差し押さえた。
5. 甲は、覚せい剤所持事実で起訴されたが、公判では無罪を主張した。検察官が、公訴事実を立証するため、前記覚せい剤のほか、②実況見分調書の証拠調べ請求をしたところ、弁護人は、同調書については不同意との証拠意見を述べた。

問(1)(配点:20点)

強制処分の意味について述べた上で、下線部①のエックス線検査の適法性について論じなさい。

問(2) (配点: 30点)

刑事訴訟法321条3項が検証調書について特別の規定を置いた趣旨を述べた上で、
下線部②の実況見分調書全体の証拠能力について論じなさい。また、同調書中の下線部
③の記載部分の証拠能力についても論じなさい。いずれも、捜査の違法性による影響は
検討しなくてよい。